

入札についての公募

2019年1月15日

金融広報中央委員会では、「刊行物等の保管および配送等の業務委託」を行うことができる業者を選定するに当たり、一般競争入札への参加者を以下の要領で公募します。

金融広報中央委員会事務局長

1. 入札に付す事項

(1) 業務案件名および数量

刊行物等の保管および配送等の業務委託、一式

(2) 業務案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

2019年4月1日～2020年3月31日

—— 契約の履行状況に問題がなければ、1年間の契約延長を行う（最大2回まで）。

(4) 入札金額

入札書には、本件業務を行ううえで必要な費用の総額を入札金額として記載すること（消費税および地方消費税を含めないこと）。

—— 入札書の提出に当たっては、金融広報中央委員会が指示する「入札金額内訳書」を添付すること。

2. 入札参加資格

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

- (1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のための必要な同意を得ている者。

- (2) 下記のイ、～ハ、に該当しない者。
- イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ハ、前イ、またはロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。
- (3) 金融広報中央委員会は、国、地方公共団体、日本銀行等による指名停止措置期間中の者との取引を行わないことがあるので、入札参加資格審査を受けようとする時点で、こうした機関の指名停止措置期間中の者は、必ず4.(3)の審査担当に申告したうえで、その指示に従うこと（開札時まで上記に該当することとなった場合も同じ）。
- (4) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。
- (5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。
- (6) 入札説明書の交付を受けている者であって、かつ金融広報中央委員会の入札参加資格に関する審査を受け、これに合格した者。
- (7) 予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める平成28・29・30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、次の格付けを有している者、またはそれと同等の経営状況にあると金融広報中央委員会が認めた者。
- | | |
|-------|--|
| 資格の種類 | 役務の提供等 |
| 営業品目 | 運送 |
| 等級 | A、BまたはC等級、またはそれと同等の経営状況にあると金融広報中央委員会が認めた者。 |
- (8) 本件業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を原則として次の所在地に有している者。
- | | |
|------|--|
| 営業拠点 | 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県のいずれかに有し、かつ、当委員会事務局（東京都中央区）まで1時間以内で無理なく来訪できる者。 |
|------|--|

- (9) 個人情報保護法に基づくプライバシーポリシー（個人情報保護方針）を整備している者、または（一財）日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者。

3. 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、本件に関する問合せ先
4. (3) に記載する提出先等と同じ。

- (2) 入札説明書の交付期間

2019年1月15日（火）～2019年1月30日（水）

金融広報中央委員会の毎営業日10時00分～16時00分

—— なお、交付を希望する場合は、予め電話連絡のうえ来行すること。

4. 事前審査の受付期間等

- (1) 審査受付期間

2019年1月15日（火）～2019年1月30日（水）

金融広報中央委員会の毎営業日10時00分～16時00分

入札参加希望者は上記期間に必ず事前審査を受けることとし、後述の審査担当で事前審査を受付ける（以下「審査受付期間」という）。なお、上記審査受付期間中に提出された書類または資料に不備があった場合は、同期間中に限りその補正を受付ける。

また、審査受付期間満了後であっても、同期間中に次の（2）で定める書類または資料を全て提出している場合に限り、提出された書類または資料に形式的な不備があったときには、下記の補正期限まで、その補正を受付ける。但し、金融広報中央委員会は、入札参加希望者に補正するよう通知する義務を負うものではない。

【補正期限】 2019年2月1日（金）16時00分

審査の結果は、「入札参加資格確認済証」により通知する。

—— 審査の結果、金融広報中央委員会が適格と認めた者に対して交付する、競争参加資格「有」と記載のある「入札参加資格確認済証」を有していることが、入札に参加するための必須要件である。原則として、「入札参

加資格確認済証」の再交付は行わないので、交付を受けた同確認済証は
厳重に保管のうえ、入札日に持参すること。

(2) 審査を受ける際の提出書類

事前審査を受けるに当たっては、次の書類を提出すること（その他提出書類、
提出方法等の詳細については入札説明書で指定する）。

イ、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」＜写しで可＞

ロ、上記イ、を有しない先（「全省庁統一資格」未取得者の場合）は、以下の書
類＜写しで可。但し、下記A. に記載の「営業経歴書」は、新たに作成する
場合は本書とすること。＞

A. 営業経歴書

—— 営業経歴書とは、入札参加希望者が自ら作成している会社の沿革、
組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績および営業所（地
域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状
況についての記載を含んだ書類。対外的に配布している会社概要パ
ンフレット等でも可とする。新たに作成する場合には、書式は適宜
とするが、代表者が記名、押印し、記述内容が真正であることを証
明すること。

—— 審査依頼日前1年以内に作成したもの。

B. 財務諸表類

—— 財務諸表類とは、入札参加希望者が自ら作成している直近2年間
の事業年度分にかかる貸借対照表、損益計算書。

C. 法人税、消費税および地方消費税にかかる納税証明書

—— 納税証明書は未納税額がないことを証するもの（発行日から3か
月以内のもの。「納税証明書（その1）」、「納税証明書（その3）」、
「納税証明書（その3の3）」のいずれでも可）。

ハ、「商業登記簿謄本」または「現在事項全部証明書」

—— 発行日から3か月以内のもの。

ニ、代表権を有する者の印鑑証明書

—— 発行日から3か月以内のもの。

ホ、本件業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点が次の所在地に有す

ることを証する書面

営業拠点 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県のいずれかに有し、かつ、当委員会事務局（東京都中央区）まで1時間以内で無理なく来訪できる者。

(3) 提出先等

上記(2)の書類は、審査受付期間中に次の審査担当宛てに持参または郵送（配達証明等の配達履歴が残るものによること）にて提出すること。インターネットメール、FAX送信による提出は認めない。郵送の場合は、審査受付期間中に「必着」のこと（郵送事情等による遅延が生じた場合であっても、当該事情は一切斟酌しない）。

（審査担当）

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

金融広報中央委員会事務局（日本銀行情報サービス局内）

福山・伊藤 03(3277)2564

—— なお、審査を受けるに当たり、不明な点があれば上記審査担当に照会すること。

5. 入札・開札の日時、場所

(1) 日時：2019年2月5日（火）13時30分（受付開始13時15分）

(2) 場所：日本銀行本店情報サービス局第2会議室

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 旧館1階（入口：北門）

—— 事前審査により金融広報中央委員会が適格と認めた者のうち、上記記載の入札・開札時刻までに日本銀行本店情報サービス局第2会議室前受付に来場した者が入札に参加するための資格確認を受けることができるものとし、同時刻に遅れた者の入札は認めない。

—— 入札書は、日本銀行本店情報サービス局第2会議室前受付に来場した際に、4.(3)の審査担当に提出する。

—— 開札は、日本銀行本店情報サービス局第2会議室にて、13:30以降行う。

6. その他

(1) 入札保証金

全額免除とする。

(2) 入札の無効等

入札参加資格のない者の行った入札、入札日時に間に合わない入札など、入札説明書に記載した無効事由に該当する場合は入札を無効とする。

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、金融広報中央委員会が作成した予定価額以下で最低価額をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書類の作成

落札者は、金融広報中央委員会との間で、契約の内容、債務不履行時の取扱等に関する条項を含む契約書を取り交わすものとする。

(5) 入札参加に要する費用

全額入札者の負担とする。

以 上